

令和 7 年第 2 回臨時組合議会（令和 7 年12月19日）

# 入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

## 令和7年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（12月19日）	3
出席議員	3
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午前10時00分）	5
◎議会運営委員長の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
◎例月出納検査結果の報告	6
◎出席説明員の報告	6
日程第3 管理者あいさつ	6
日程第4 議案審議	8
◎第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）	8
◎第21号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第22号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第23号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第5 閉会中の継続調査の申出について	16
◎管理者あいさつ	17
閉会の宣告（午前10時40分）	17
署名	19

令和7年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月11日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

- 1 期 日 令和7年12月19日（金）午前10時
- 2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）
- 3 付議事件
- （1）第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）
  - （2）第21号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - （3）第22号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
  - （4）第23号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	前田広子	議員	4番	原田雄一	議員
5番	本名洋	議員	6番	小松伸介	議員
7番	川畑勝弘	議員	8番	篠田剛	議員
9番	川畑京子	議員	10番	山田敏夫	議員
11番	林善美	議員	12番	細田三恵	議員
13番	田中栄志	議員	14番	塚越洋一	議員
15番	久保健二	議員			

不応招議員（なし）

## 令和7年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程

令和7年12月19日(金)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)

第21号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第22号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第23号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 閉会中の継続調査の申出について

閉 会

議会議長

△出席議員(15名)

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	前田広子	議員	4番	原田雄一	議員
5番	本名洋	議員	6番	小松伸介	議員
7番	川畑勝弘	議員	8番	篠田剛	議員
9番	川畑京子	議員	10番	山田敏夫	議員

11番 林 善美 議員

12番 細田三恵 議員

13番 田中栄志 議員

14番 塚越洋一 議員

15番 久保健二 議員

.....  
△欠席議員（なし）  
.....

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

辻本貴徳 事務職員

福田篤史 事務職員  
.....

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

星野光弘 管理者

林伊佐雄 副管理者

高畑博 副管理者

嶋村武彦 会計管理者

佐々木恵司 事務局長

高橋映治 次長兼  
総務課長

上田安孝 消防長

大野一郎 次長兼  
予防課長

石塚孝 消防総務課長

中村哲也 警防課長

波多野裕人 救急課長

東原克巳 指揮統制課長

小嶋学 西消防署長

生井重雄 東消防署長

△開会及び開議の宣告（午前10時00分）

○田中栄志議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達していることから、本臨時会の成立を認め、ただいまから令和7年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○田中栄志議長 議会運営委員会の報告を求めます。

川畑委員長。

○川畑勝弘議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回入間東部地区事務組合議会定例会において、閉会中の継続調査として申出をしました議会運営、議長の諮問等に関する事項について、本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、協議しましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、本臨時会における議事運営について、ご報告をいたします。

提出議案については、令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例及び入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の4件でございます。

次に、資料要求書の提出はなかったことを確認をいたしました。

また、会期については、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日1日とすることに決定し、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定をいたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきますようよろしくお願いをいたします。

さらに、閉会中における継続調査の件につきましては、議長宛てに申出を行うことに決定をいたしました。

なお、本日、組合議会議員に係る事業等の連絡方法について協議し、今後、次回組合議会、組合主催事業等の日程等が決定した場合、訃報などの即時対応が必要な場合及び組合議会議長が必要と認めた場合においては、速報として電子メールを活用した連絡による周知を図ることが決定をいたしました。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願いし、ご報告といたします。

- 田中栄志議長 ただいまの報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 田中栄志議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番・前田広子議員，4番・原田雄一議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 田中栄志議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 田中栄志議長 ここでご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しをお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

- 田中栄志議長 また、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

△日程第3 管理者あいさつ

- 田中栄志議長 日程第3，管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者。

- 星野光弘管理者 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方にはご多用の中、

またご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和7年第2回定例会でもご報告をさせていただきましたし尿処理負担金の問題につきましても、組合議員各位、構成市町担当課の多大なるご協力によりまして、本臨時会において補正予算を計上し、ご審議いただく運びとなりましたこと、心より御礼を申し上げます。

現在は、構成市町において負担金の基準となる数値の算出方法などについて継続して検討を行っており、二度と同じ過ちを繰り返さないよう取り組んでいるところでございます。重ねておわびを申し上げます。

今後も組合議員各位にご協力をいただきながら、構成市町の衛生行政を進めてまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年には全国各地で火災が相次いで発生いたしました。2月には岩手県大船渡市において、3月には岡山県岡山市、愛媛県今治市などにおいて林野火災が発生いたしました。さらに、先月18日には、大分県大分市佐賀関における大規模火災により焼損棟数約187棟という甚大な被害が発生いたしました。近隣の群馬県妙義山中でも林野火災が発生いたしました。この被害の規模は、佐賀関でございますが、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生いたしました大規模火災を上回るものとなりました。現在も調査活動が続いておりますが、火災が発生した地域が住宅密集地であることや、火災当日に強風が吹いていたことも被害拡大の要因と考えられております。

また、今月8日には、青森県東方沖を震源といたします最大震度6強の地震により、青森県や北海道において多くの負傷者が発生いたしました。これらの火災や地震により、現在も多くの住民が避難生活をされており、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今の時期は空気が特に乾燥し、気温の低下により暖房器具を使用する機会が増加することから、火災が発生しやすくなっております。管内26万人の住民の皆様が安全安心に過ごせるよう、年末年始の特別警戒を含め、火災予防に努めてまいります。

それでは、続きまして、消防行政についてご報告を申し上げます。先月16日、当組合東消防署において行われました令和7年度入間東部地区事務組合消防特別点検におきましては、早朝より組合議員の皆様をはじめ、関係する多数の皆様のご臨席を賜り、成功裏に終了することができましたことに厚く御礼を申し上げます。

当日、展開されました服装・規律及び機械器具点検並びにポンプ車操法は、いずれも統制が取れており、日頃から取り組んでいる訓練のたまものであることを強く感じるとともに、厳正な規律の下で行動する姿は、議員皆様にも非常に頼もしく感じていただけたことと思っております。

また、新年1月11日には、東消防署消防訓練場におきまして消防出初式を挙行いたします

ので、皆様のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、衛生行政についてご報告申し上げます。初めに、しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から11月末日までの火葬件数は2,380件、式場利用件数は352件であり、火葬件数において前年同期と比較いたしまして127件減少した利用件数でございます。

火葬件数の減少の要因としましては、10月10日に工事を完了いたしました空調設備等の更新工事に伴いまして、しののめの里の1日における火葬回数に制限を設けていたことが、火葬件数の減少に影響したものであると考えております。引き続き、指定管理者と連携を図りながら皆様が安心してご利用いただけるよう、施設運営を行ってまいります。

次に、浄化センターの運転状況でございますが、本年4月1日から11月末日までの搬入量は5,700キロリットルと前年同期と同程度であり、安定した処理を行っております。引き続き、構成市町環境課と連携を図りながら、衛生的な生活環境の確保のため、適切な施設の運転管理に努めてまいります。

結びに、本臨時会に提案をしております案件は、議案4件となっております。それぞれご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△日程第4 議案審議

◎第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）

◎第21号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎第22号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

◎第23号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○田中栄志議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○辻本貴徳事務職員 （議案名朗読）

○田中栄志議長 以上，議案4件を上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○星野光弘管理者 それでは、本臨時会に上程させていただきました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）で

ございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為を補正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

続きまして、第21号議案から第23号議案までの条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

まず、第21号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、組合議会議員の期末手当について改定するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

次に、第22号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、管理者及び副管理者の期末手当について改定するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

最後に、第23号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み一般職の職員の給与について改定するため、本条例の一部を改正したいので、提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

○田中栄志議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○佐々木恵司事務局長 皆様方、改めてこんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

第20号議案 令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書（第3号）を御覧ください。

初めに、歳入歳出予算補正額につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,872万7,000円を追加し、補正後の予算額を53億5,871万7,000円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為の追加をするものでございます。

補正の内容についてご説明いたします。参考資料1の令和7年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）概要を御覧いただきたいと思っております。

（2）の歳入の内容についてご説明いたします。ア、分担金及び負担金でございますが、前年度繰越金の確定及び本臨時会での補正内容を踏まえ、9,957万1,000円減額するものでございます。

イ、財産収入でございますが、消防装備近代化基金預金利子の利率が想定を上回ったこと

により7,000円増額するものです。

ウ、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴い、1億2,626万9,000円増額するものでございます。

エ、諸収入でございますが、し尿処理負担金において富士見市が負担金算定数値を誤報告したことにより生じた過年度の不足分として富士見市が納入する1,202万2,000円です。

続きまして、(3)、歳出の内容につきましてご説明いたします。ア、一般管理費でございますが、給与改定に伴い171万円増額するものです。

イ、し尿処理費でございますが、先ほど歳入で説明いたしました富士見市が納入する負担金につきまして、過大負担となっていたふじみ野市と三芳町へ返還するための支出となり、1,202万2,000円を計上しております。

ウ、消防管理費でございますが、給与改定に伴い、増額するものです。

エ、指揮統制費でございますが、給与改定による影響と高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築工事の施工に伴う職員の業務量が想定を上回ったことにより時間外勤務手当を増額するものです。

オ、消防署費でございますが、給与改定に伴い時間外勤務手当及び夜間勤務手当を増額するものです。

カ、利子でございますが、組合債借入利率が想定を上回ったことにより増額するものです。

キ、消防装備近代化基金積立金でございますが、先ほど歳入で説明申し上げたとおり、預金利率が想定を上回ったことにより増額するものです。

続きまして、2の債務負担行為の補正でございますが、浄化センターの運転管理業務委託が令和8年3月31日で満了となります。4月1日からの稼働に支障を生じさせないために令和7年度中に契約を行いたいことから債務負担行為を追加するものです。

補正予算の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○田中栄志議長 これより質疑に入りますが、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

14番、塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 今回の補正予算に当たりましては、関係者の努力によりまして、ここまでこぎ着けたことを感謝申し上げます。本当に大変だったと思います。

ただ、事務組合議会の特性として、構成団体が相互に信頼して、数字を信用して、その上

で議会は審議しなければならない立場にありますので、逐一この数字はどうやって出てきたかまで、議会ではそこまでやっていると時間も当然足りませんので、信頼して審議をしてきたつもりなのです。

今回のことから言えることは、やはり構成団体がそれぞれ2市1町ありますので、事務組合もあると、4者が関わるわけですから、その数字を出すに当たっての基本的な実務作業のマニュアル等の存在がどうしても必要になってくるのではないかなというふうに思います。

例えば全国の地方公共団体が地方交付税算定するのに、算定マニュアルで膨大な資料でやるわけなのですけれども、そこまでいなくても、例えば負担金を算定するに当たっての算定マニュアルがこうなっているということがあれば、人事異動があったとしても間違いがあっても、チェックリストでチェックすればすぐ分かるわけなのです。そういうことが今までどうやって行われてきたのか、また不十分であればどう改善するのか、今回踏まえて、その辺ご答弁いただければと思います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 負担金額を算定する数値に関してのマニュアルなのですけれども、現在はそういったものが策定されておられません。今回のこの負担金の誤報告に当たりまして、現在構成市町の担当課のほうで定期的な打合せを行っておりまして、その中で構成市町全員が納得できるような数値の算出方法について検討しております。現在、それにつきましても、継続して協議を行っておりますので、また改めてその数値を算出するための方策等が決まりましたら、規約変更等の問題も出てくると思いますので、その節はまた議会議員の皆様方には報告のほうをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○田中栄志議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 人間のやることは間違いというのは当然起きるわけなのです。だから、その間違いが起きたときに、それをいち早くチェックできる体制、フェイルセーフという考え方がやっぱり必要だと思います。そういう点で今のご答弁にもありましたように、大至急、マニュアル的なものを作って情報を共有化して、実務作業を共有していくというそういう体制をつくって、今後の事務組合の円滑な運営をしていただきたいというふうに思うのです。

マニュアル等につきましては、他団体やまた国等でもたくさんありますので、ぜひそういうものを参考にしてよりよいものを策定していただくようお願いいたします。

以上です。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

5番、本名洋議員。

○5番本名 洋議員 5番、本名です。ただいまと同じし尿処理費の問題になっている部分であ

りますけれども、先ほど管理者からも、それから事務局長からも算定方法については、今検討中ということでありまして、その結果を待たれるところではありますけれども、現時点においてこういう方向性であるとか、今の時点でもし説明できる部分がありましたら、お願いしたいと思います。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 今現在、大変恐縮なのですけれども、ご報告できる内容についてはございませんが、今現在の算定方法とはまた別に、例えばこれ一例なのですけれども、処理量割にするとか、あるいは人口割にするとか、そういった多くの選択肢は残っていると思います。それらのことも含めて構成市町のほうで対応のほうを検討しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○田中栄志議長 本名議員。

○5番本名 洋議員 本名です。起きてしまったことであり、これからのことでチェック体制ということでありましたけれども、やはり3自治体、2市1町がということで、そこら辺の調整、協力体制、なかなか難しい部分はあろうかと思っておりますけれども、やはり1つには、管理者、それから事務局長持ち回りという、これはもう本当に事務組合の根幹に関わる部分でありますけれども、そういったことも含めてリスクマネジメントの再発防止ということで、組織的なところでどうなのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○田中栄志議長 事務局長。

○佐々木恵司事務局長 確かに現在の報告の方法につきましては、構成市町のほうから我々組合に対して報告をしていただいている数値に基づいて負担金のほうを算定させていただいているのですけれども、今後につきましては今までのような内容は踏襲しつつも、組合のほうとして疑問点や不明な点等がある場合には、これまで以上に責任を持って各市町に対して確認を行いたいというふうに考えております。

その方法といたしましては、必要に応じて担当者との対面での聞き取り、あるいは必要に応じて関連資料の提出を求めるといったようなことを実践するなど、各市町との連携、意思疎通をさらに強化しながら再発防止のほうに努めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○田中栄志議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって歳出の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

討論は、原案に反対の方から発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 田中栄志議長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 人間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 第21号議案 人間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和7年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げとなり、年間支給月数を4.6月から4.65月と改正を行うものでございます。

第1条にて令和7年度分を、第2条にて令和8年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和7年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和8年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第21号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第21号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 田中栄志議長 挙手多数であります。

よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 人間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 第22号議案 人間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和7年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、管理者及び副管理者の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げとなり、年間支給月数を4.6月から4.65月と改正を行うものでございます。

第1条にて令和7年度分を、第2条にて令和8年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和7年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和7年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第22号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第22号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 田中栄志議長 挙手多数であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

第23号議案 人間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 佐々木恵司事務局長 第23号議案 人間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料3の条例改正概要を御覧いただきたいと思います。

1の改正概要になりますが、本条例は、令和7年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。1ページ目下段になりますが、2の(3)を御覧いただきたいと思います。職員の給与改定に当たりましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も給料表の改定を行うほか、通勤手当額の引上げ及び期末勤勉手当の支給月数を引き上げる改正となっております。

給料表の平均改定率は3.20%、通勤手当額につきましては距離区分に応じて200円から7,100円の幅で引上げ、期末勤勉手当の支給月数は0.05月分の引上げとなり、年間支給月数を4.6月から4.65月とするものでございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。ページ中ほどに影響額を試算しておりますが、給料

表改定により給与が3,937万7,000円、地域手当が393万8,000円、通勤手当が65万9,000円、勤勉手当改定により1,654万7,000円、勤勉手当改定により1,462万4,000円となっております。

改正条例の適用につきましては、第1条に係る給料表改定と通勤手当額の改定は令和7年4月1日、期末手当及び勤勉手当改定につきましては令和7年12月1日に遡及して適用。

第2条の施行日は令和8年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中栄志議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第23号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○田中栄志議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第23号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田中栄志議長 挙手全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申出について

○田中栄志議長 日程第5、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....  
◎管理者あいさつ

- 田中栄志議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。  
管理者。

- 星野光弘管理者 本臨時会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご提案申し上げました議案に対しまして慎重なるご審議の上、それぞれ可決を賜り、誠にありがとうございました。

今後におきましても、管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいり所存でございますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員皆様には改めまして今年1年のご厚情に感謝申し上げますとともに、健やかな新年を迎えられますよう祈念申し上げ、そしてまた来年出初め式でお会いすることを楽しみにさせていただいております。閉会に当たりまして感謝のご挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。

.....  
△閉会の宣告（午前10時40分）

- 田中栄志議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 田中栄志議長 異議なしと認め、よって本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。

△署名

左記会議のてんまつは、書記長が記載したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月19日

議長 田中栄志

署名議員 前田広子

署名議員 原田雄一